

カントは人間性の方式をどのように導出しているのか？

——O.センセンの解釈を批判的に検討する——

石原 諒太（京都大学）

カントが『道徳形而上学の基礎づけ』（以下『基礎づけ』と略記）において提示する定言命法の方式の一つは、一般に「人間性の方式」と呼ばれ、これは「自分の人格やほかのあらゆるひとの人格のうちなる人間性を、つねに同時に目的として用い、決してたんに手段としてのみ用いないように行為せよ」と命じる（IV 429）。そして先行研究においては、カントは人間性の方式を絶対的ないし無条件的な価値に基づけているというのが標準的な解釈であった（cf. Kerstein 2006; Korsgaard 1996, Chapter 4; Wood 1999, Chapter 4; see also Sensen 2009, p.102）。

O.センセンは *Kant on Human Dignity* (2011) において、このような潮流に異議を唱えている。彼によると、カントは人間性の方式を「まったくいかなる価値にも基づけていない」（Sensen 2009, p.103; cf. Sensen 2011, Chapter 1-2）。そうではなく、カントは人間性の方式をむしろ普遍的法則の方式（「その格率が普遍的法則となることを、その格率を通じて同時に意欲しうるような、そうした格率にしたがってのみ行為せよ」（IV 421））に基づけている（cf. Sensen 2011, Chapter 3, Section 1; see also Sensen 2009, Section 3）。

このことを示すためにセンセンが引き合いに出すのは、『基礎づけ』IV 437 以下である。この箇所においてカントは、人間性の方式に至るまでの議論を『基礎づけ』の出発点であった善意志との関連でまとめたのち、人間性の方式と普遍的法則の方式とは「根本において同一である」（IV 438）と主張する。すなわち、「他者を尊重せよという要求は、自分の格率を普遍化せよという要求によって含意されている」（Sensen 2009, p.113）。そしてセンセンの考えでは、カントはこのようにして、なぜ我々は他者を尊重すべきなのかという問いに対して、「定言命法 [= 普遍的法則の方式] によってそうするよう要求されているから」（Sensen 2009, p.113、[] 内は引用者）という答えを与えている（cf. Sensen 2011, Chapter 3, Section 1; see also Sensen 2009, Section 3）。

本発表の目的は、以上のようなセンセンの解釈を批判的に検討することである。とくに本発表で私が示したいのは、センセンの解釈は少なくとも『基礎づけ』のうちには読み込むことはできないということである。すでに述べたように、センセンは自身の解釈を支持するテキスト上の根拠として、『基礎づけ』IV 437 以下を挙げている。しかし私の考えでは、センセンの考えに反して、カントはここでは人間性の方式を普遍的法則の方式に基づけてはいない。私はこのことを次の二つの仕方で、すなわち、第一に、人間性の方式が初めて提示される『基礎づけ』IV 427-9 にも目を配りつつ『基礎づけ』IV 437 以下での議論を再構成することによって、そして第二に、『基礎づけ』IV 437 以下においてカントが人間性の方式を普遍的法則の方式に基づけていると考えるべき根拠はないということを示すことによって、示そうと思う。そしてここから私は、センセンの解釈は少なくとも『基礎づけ』のうちには読み込むことはできないと結論づける。